

学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(2022.08.19 Ver.8)

はじめに	・・・ 1
1 感染源を絶つ（健康観察の徹底）	・・・ 2
2 感染経路を絶つ（基本的な感染症対策の徹底）	・・・ 4
3 抵抗力を高める	・・・ 9
4 集団感染リスクへの対応	・・・ 9
5 活動場面ごとの感染症対策のポイント	・・・ 11
6 感染者等が発生した場合の対応（臨時休業等の判断）	・・・ 15
7 児童生徒に対する正しい知識等の指導と心のケア	・・・ 18
8 教職員の感染症対策の徹底	・・・ 20
9 その他	・・・ 21

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況や国や千葉県からの情報をもとに作成しています。
今後、最新の知見や国や県の動向を踏まえ、随時、更新していきます。

令和4年8月
柏市教育委員会

はじめに

本ガイドラインは、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び千葉県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき、柏市教育委員会として、学校運営上新型コロナウイルス感染拡大予防対策において実施すべき基本的事項を整理したものです。

各学校においては、本ガイドラインを参考に感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

《参考資料》

文部科学省

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～

千葉県

- 新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン

1 感染源を絶つ（健康観察の徹底）

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要！

（１）家庭での健康観察

- ・ 毎朝、体温と健康状態を確認し、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養する。
 - ▶同居家族の健康状態についても確認を依頼する。
 - ▶同居家族に感染を疑うような発熱や風邪症状がある場合は登校を控える。
 - ▶濃厚接触者に特定された同居家族に発熱や風邪症状がある場合は登校を控える。

《発熱等の症状がある場合》

- ・ かかりつけ医等の日ごろ通院している医療機関に電話で相談する。かかりつけ医がない場合や受診する医療機関がわからない場合は、下記の機関に相談するよう保護者に周知する。

柏市受診相談センター

電話番号：04-7167-6777 ＜受付時間：平日午前9時から午後5時まで＞

千葉県内の発熱外来指定医療機関

千葉県ホームページ「熱があるときは」を参照。

《相談・受診の目安》

- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 基礎疾患等があり、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある場合
- ・ 上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合

（症状が続く場合は必ず相談する。症状に個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談する。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様とする。）

（２）家庭から学校への連絡

- ・ 児童生徒が感染した、濃厚接触者に特定された、感染が疑われてPCR検査等を受けることになった、また、同居家族が感染した、濃厚接触者に特定された場合は、学校に連絡する。

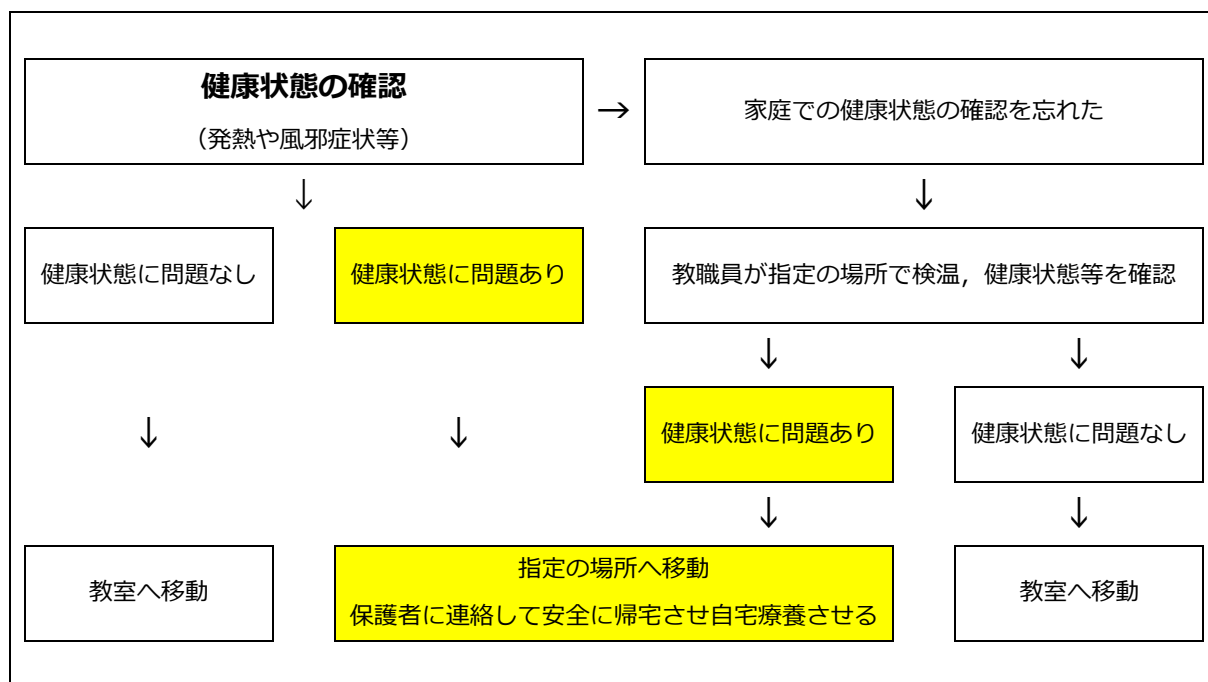
(3) 学校での健康観察

- ・登校時（毎朝の出席確認や健康観察等の時間）、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを確認する。
- ・家庭での健康観察を忘れた児童生徒は、学校が定めた場所で健康状態を確認する。
- ・登校時や登校後に体調不良者を確認した場合は、保護者に連絡して安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
 - ▶帰宅までの間、学校にとどまる場合は、他者との接触を可能な限り避ける。

(4) 来校者への対応

- ・来校者に対し、来校前の検温と健康状態の確認を依頼する。必要に応じて玄関等で検温や健康状態を確認する。
 - ▶来校時に発熱や風邪症状がある場合は、校内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせてもらう。
- ・咳エチケット（マスクの着用等）、手洗いや手指のアルコール消毒等の感染対策の徹底を依頼する。

《登校時の健康観察の流れ（例）》



2 感染経路を絶つ（基本的な感染症対策の徹底）

新型コロナウイルス感染症は、「飛沫感染」や「接触感染」等で感染する。感染経路を絶つためには、基本的な感染症対策（手洗い等の手指衛生、咳エチケット、消毒等）、3密の回避、身体的距離の確保を徹底して、学校内にウイルスを広げないことが重要！

（1）手洗い

- 手洗いをこまめに行う。

《手洗いのタイミング》

登校後
外から教室に入るとき
咳やくしゃみ・鼻をかんだとき
給食の前後
掃除の後
トイレの後
共用のものを触ったとき

- ▶手洗いは、30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。
- ▶手指用のアルコール消毒液は、流水での手洗いができないときに、補助的に使用する。
- ▶石けんや手指用アルコール消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗う。



手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500（2006）

(2) 咳エチケット（マスクの着用等）

- ・ **咳やくしゃみをするときは**、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえる。
- ・ 無症状の感染者も他者へ感染させるおそれがあるため、学校教育活動においては、十分な身体的距離が確保できない場合は、次の場合を除いてマスクを着用する。



《マスクを着用する必要がない場合》

十分な身体的距離が確保できる場合

◎屋内において

他者との身体的距離が確保できて、会話をほとんど行わない場合

◎屋外において

他者との身体的距離が確保できる場合

他者との身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合

気温や湿度、暑さ指数=WBGTが高い日など、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合／暑さで息苦しいと感じたとき

熱中症への対応を優先させ、登下校中を含め、マスクを外す。ただし、可能な限り他者との距離を空ける、近距離での会話を控える等の配慮をすることが望ましい。マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自己判断で適切に対応できるように指導する。低学年の児童は自己判断が難しいため積極的に声をかける。

体育授業や部活動等で体を動かす場合

マスクの着用は必要ない。ただし、可能な限り他者との距離を空ける、近距離での会話を控える、屋内の場合には常時換気を徹底する等の十分な感染症対策を講じる。運動部で接触を伴う活動を行う場合は、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなど、必要な対応を講じる。

学校でマスクはどんな時に外していいの？

—学校の各場面におけるマスクの取扱い—

千葉県教育委員会

	身体的距離が確保できる場合 (※2m以上を目安)		身体的距離が確保できない場合	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う場合	着用 (※1)	不要	着用	着用
会話をほとんど行わない場合	不要	不要	着用	不要

☆ 熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症の対策を優先し、マスクを外すことを推奨します。
 (注) マスクの着用を希望する場合におけるマスクの着用を否定するものではありません。
 ※1 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可

マスクの必要がない場面の例

- ・登下校※1
- ・体育の授業
- ・運動部活動※2

※1 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。

※2 部活動については、部室や更衣室の利用時、飲食や集団での移動などの際に、クラスターが発生しており、マスク着用など感染対策が必要です。

※マスク着用にあたっての留意事項

- ▶ マスクを着用するときは、正しい方法（鼻と口を覆う）で着用する。
- ▶ マスク着用時は、熱中症等予防のため、定期的に水分補給を行う。
- ▶ 身体的理由でマスクの着用が困難な場合もあるため、マスクの種類や着用の有無によって偏見や差別が生じないように配慮する。
- ▶ マスクを忘れた児童生徒等に対応できるよう、予備用のマスクを備蓄しておく。

（３）清掃・消毒

通常の清掃活動の中に消毒の効果を取り入れる。児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は、過度な消毒とならないよう留意する。

《日常的な清掃・消毒》

- ・ **大勢がよく手を触れるところ**（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、１日に１回、水拭きした後に消毒液を浸した布巾等で拭く。または、家庭用洗剤等を用いた清掃活動での拭き掃除とする（消毒方法等は別表を参照）。
 - ▶児童生徒の手洗いが適切に行われている場合は省略可能。
- ・ **床、机、椅子**は、通常のコロノ活動の範囲で清掃する。特別な消毒作業は必要ない。
- ・ **トイレ、洗面所**は、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、通常のコロノ活動の範囲で清掃する。特別な消毒作業は必要ない。
- ・ **器具、用具、清掃用具等の共用物**は、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後の手洗いを徹底する。
- ・ 清掃・消毒を行う場合は、換気やマスク着用等の感染症対策を講じ、作業後は石けんによる手洗いを十分に行う。

《感染者が発生した場合の消毒》

- ・ 当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは 0.05%（トイレについては 0.1%）の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、遊離塩素濃度 25 P P m 以上の亜塩素酸水消毒液で消毒する。
- ・ 物の表面でのウイルスの生存期間（およそ 24 時間～72 時間）を考慮し、消毒できていない箇所は立ち入り禁止とする。

■消毒方法等（消毒液別）

	消毒方法	注意事項
消毒用エタノール	・消毒液を浸した布巾等で拭いた後、そのまま乾燥させる。	引火しやすいため、電気スイッチ等に直接噴霧しない。
家庭用洗剤 有効性が認められた界面活性剤を含む	・住宅・家具用洗剤 製品に記載された使用方法で使用する。 ・台所用洗剤 洗剤を薄めた溶液を染み込ませた布巾等で拭いた後、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする。	洗剤うすめ液は使い切る。 スプレーボトルで噴霧しない。
次亜塩素酸 ナトリウム消毒液	・0.05%の消毒液を浸した布巾等で拭いた後、清潔な布等で水拭きし、乾燥させる。 ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%以上の消毒液を使用する。	児童生徒には扱わせない。 絶対に噴霧しない。 消毒液は使い切る。 必ず手袋を着用する。 他の薬品と混ぜない。 色落ちしやすいものや腐食のおそれのある金属には使用しない。
次亜塩素酸水 一定の条件を満たすもの	・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用する。汚れがひどい場合は、有効塩素濃度200ppm以上が望ましい。 ・次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らし、20秒以上経過後、清潔な布等で拭き取る。	酸や塩素系漂白剤と混ぜない。 人が吸入しないようにする。 濃度が高いものを使用するときは、手袋を着用する。 遮光性の容器に入れ、冷暗所で保管する。
亜塩素酸水 一定の条件を満たすもの	・遊離塩素濃度25ppm以上の亜塩素酸水を染み込ませた布巾等で拭いた後、数分以上置いてから水気を拭き取る。	目に入ったり、皮膚についたりしないようにする。 酸性の製品やその他の製品と混同、併用しない。

※消毒を行うときは、以下の情報を参照する。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

※効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にする。

「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ

(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>) において随時更新

3 抵抗力を高める

抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」，「適度な運動」，「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

4 集団感染リスクへの対応

3つの密（換気の悪い密閉空間，多数が集まる密集場所，間近で会話や発声をする密接場面）といった3つの条件）が重なる場で，集団感染のリスクが高まるため，可能な限り3つの密を避ける。



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

（1）換気の徹底（密閉対策）

- 教室等は，可能な限り常時，2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。対面または対角線上の窓（やドア）を開けると，効率的に換気が行われるため，廊下側は常時開けておくようにする。換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけであるため，エアコンを使用するときも換気する。

▶**窓のない部屋**では，常時入口を開けておいたり，換気扇や扇風機等を用いたりするなどして部屋の外に空気が流れるようにする。

▶**常時換気が難しい場合**は，30分に1回以上，数分間程度，窓を全開にする。

▶**冬季**は，換気による室温低下で健康被害が生じないように，暖かい服装を心がけるよ

う指導する。校内での保温・防寒目的の衣服等の着用について柔軟に対応する。

- 換気の目安（二酸化炭素濃度）は、学校環境衛生基準では1 5 0 0 p p m, マスクを伴わない飲食店等は1 0 0 0 p p m以下が望ましい。CO2モニターで計測できる。

（２）身体的距離の確保（密集対策）

- 児童生徒の間隔は、可能な限り1～2 mの身体的距離が確保できるように座席を配置する。
 - ▶ 1 mの距離を確保できない場合は、可能な限り距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用すること等を組み合わせる。

5 活動場面ごとの感染症対策のポイント

(1) 各教科活動等

■ 共通事項

- 教室等の活動場所は、換気を徹底する（換気はP 8 参照）。
- 身体的距離が十分にとれない場合は、マスクを着用する（マスクを着用する必要がない場合はP 5 参照）。
- 可能な限り個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。
- 教職員は、飛沫感染防止としてマスクを適切に着用する。

※学習活動の基本的な留意点及び具体的な授業の場面については令和4年4月15日付け教学指第98号・教特第65号・教保体第98号「新型コロナウイルスの影響を踏まえた県立学校における教育活動の制限緩和について（通知）」を参照に感染症対策を徹底して行うこと。

■ 「感染症対策を講じてもなお、感染のリスクが高い学習活動」

- ★ 1 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ★ 2 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

※合唱をする場合は、①前後、左右の身体的距離を十分に確保する ②向き合わない ③一つの場所での人数を制限する ④連続した練習は可能な限り短くし、常時換気を行う ⑤マスクを着用する ⑥立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。

- ★ 3 家庭、技術・家庭科における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ★ 4 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ★ 5 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ★ 6 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

《緊急事態宣言・まん延防止重点措置が発令された場合》

- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（★１～６）は実施しないこと等も含め慎重に判断する。
- 児童生徒を一堂に集める活動は学校の実態や感染状況により判断する。
- 集団で行う活動は短時間とし、特定の少人数（２～３人程度）での活動を行う際も、十分な身体的距離を確保して行う。

※ただし、市内の感染状況や学習状況等を踏まえ、教育委員会から改めて通知を出すことにより弾力的に対応することがある。

（２）学校図書館

- 利用前後の手洗いを徹底する。
- 室内で児童生徒等が密集しないように、利用方法を工夫する。

（３）部活動

■ 共通事項

- 「（１）各教科活動等」と同様の感染対策を実施する。
- 教職員が活動状況を確認する。
- 活動開始前に健康観察を実施し、体調不良者を確認した場合は、保護者に連絡して安全に帰宅させる。
- 活動前後の手洗いを徹底する（活動開始の前と活動終了後、用具の共有を伴う活動の前後等）。
- 会場への移動時や昼食、会場での更衣やミーティング等の主活動以外の場面でも３密を避けるなど、感染防止対策を講じる。
- 部活動前後での集団での飲食は控えるよう特に指導を徹底するとともに、終了後は速やかな帰宅を促す。
- 飲食を伴う活動を実施する場合は、身体的距離を確保（最低１～２ｍ）し、黙食を徹底する。
- 部室等の狭くて閉鎖された空間で密集しないよう指導を徹底する。

《緊急事態宣言・まん延防止重点措置が発令された場合》

- 短時間でなるべく個人での活動とする。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない。
- 必要最小限の活動とし、平日のみ最大朝夕あわせて90分以内とする（直前の練習を含む大会等は除く）。
- 昼食を挟む活動は実施しない（大会等は除く）。

（４）給食

■ 共通事項

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要なものであるため、感染リスクに配慮しつつ積極的に給食の提供を検討する。

- 給食前後の手洗いを徹底する。
 - ▶ 流し（手洗い場）が密集しないように注意する。
- 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を代える。
- 飛沫飛散防止のため、食事中は原則として机を向かい合わせにしない、身体的距離が確保できない場合は会話を控える。会話をする場合はマスクを着用する。
 - ▶ ただし、次のような対策を講じた場合は、対面での黙食を可とする。
 - ・ 前左右の3方向にアクリル板等を設置する。
 - ・ 広いスペースを活用したり、円形や四角形に座席を配置したりして身体的距離を確保する。
- 体調不良者の食器具は、感染症胃腸炎と同様に別途塩素消毒を行った後に、給食室へ返却する。
- 給食後に歯みがきや洗口を行う場合は、換気の良い環境で、児童生徒がお互いに距離を確保し、飛沫が飛び散らないよう間隔を空けて行う。
- おかわりの対応は、一つの配膳器具を複数で使用しないよう配慮する。配膳器具を共有する場合は使用前後に手洗い等の対策を行う。

(5) 登下校

- 校門や昇降口が密集しないように工夫する。
- 集団登下校を行う場合は、密接とならないように指導する。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い場合は、熱中症等の健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する。低学年の児童は自分でマスクを外す判断が難しいため、積極的に声をかける。あわせて、可能な限り他者と距離を空ける、近距離での会話を控えるよう指導する。
- 公共交通機関を利用する場合は、マスク着用等の感染対策が必要なことを指導する。

■留意事項

- 公共の場でマスクを外す場合があるため、近隣住民をはじめ市民の方の理解が得られるよう、お便り等を利用して積極的に呼びかける。

(6) 休み時間

- 教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。
- トイレや流し（手洗い場）はクラス別に使用する場所を指定するなど、異なる学年・学級が共用する機会を可能な限り減らす。
- 流し（手洗い場）やトイレに児童生徒が密集しないよう、動線を指示しておく等の工夫をする。
- トイレはよく換気し、ふたのあるトイレの場合は、ふたを閉めてから水を流す。

(7) 保健室

- 体調不良による利用者とけがによる利用者を区分する。
- 可能な限り物の共有を避ける。
 - ▶ 清拭による消毒や洗濯による洗浄・交換ができるものが望ましい。
 - ▶ 例：児童生徒等を寝かせて応急処置をしたときは、処置台や長椅子を消毒する。
- 来室者を制限し（付き添い者等）、異学年（クラス）の接触機会を減らす。
- 日常的に保健室に登校している児童生徒がいる場合は、保健室の利用を関係職員と保護者で予め協議しておく。
- 体調不良者の対応は、可能な限り少ない教職員で対応する。

6 感染者等が発生した場合の対応（臨時休業等の判断）

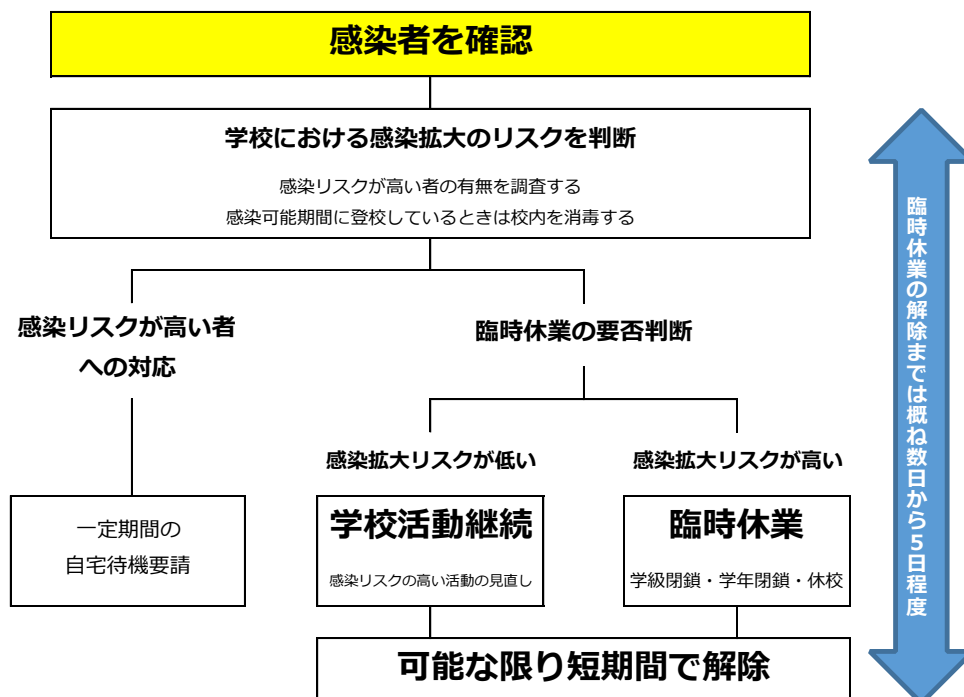
（１）児童生徒や教職員等の感染者が発生した場合の対応

《初動対応》

- ・感染者を確認した場合は、速やかに教育委員会（学校保健課）に連絡する。
- ・教育委員会（学校保健課）の指示の下、次の作業を行う。

- ① 感染者の行動履歴の把握や感染リスクが高い児童生徒等の特定等に必要な情報を整理する。
- ② 感染者の発生や臨時休業の有無等を近隣校、学校医、給食業者に連絡する。
- ③ 学校活動等において感染リスクが高い児童生徒等が特定された場合は、当該児童生徒の保護者に連絡する（学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする）。
- ④ 感染が拡大するおそれがある範囲に応じて、感染者の発生や臨時休業の有無等を緊急メールで保護者に連絡する。
- ⑤ 当該校が休校を実施する場合は、学校施設の利用を中止することを利用団体等に連絡する。

《感染者が発生したときの流れ》



《臨時休業の考え方》

子どもたちの健やかな学びを保障するため、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りつつ、学習活動を工夫しながら可能な限り学校教育活動を継続する。

- **感染者が発生した場合**は、感染リスクが高い児童生徒等を特定し、感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年、学校全体の臨時休業を実施する。ただし、感染リスクが高い児童生徒がいないなど、感染が広がる可能性が低い場合は臨時休業を行わない。
- **学級閉鎖等の期間**は、全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む）を目安とする。可能な限り短期間とし、感染拡大の可能性がない場合は速やかに解除する。

（２）濃厚接触者や感染リスクが高い児童生徒等が発生した場合の対応

- 当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。
 - ▶出席停止の期間は、感染リスクが高い接触があった日から5日間とする。ただし、2日目及び3日目の抗原検査で陰性を確認した場合は3日目から登校可能とする。
 - ▶濃厚接触者や感染リスクが高い者には一定の発症リスクが残存するため、感染リスクが高い接触があった日から7日間が経過するまでは、健康状態の確認や感染リスクの高い活動（給食の配膳、体育、部活動等）への参加を控える等の配慮を行う。
 - ▶感染リスクが高い児童生徒等が、差別や偏見、いじめ等の対象とならないように注意する。

(3) 出席停止等の扱い

児童生徒の出席停止等の扱いは、原則、以下のとおりとする。

区 分	状 況
「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」として扱う場合	①児童生徒が感染したとき
	②児童生徒が濃厚接触者に特定されたとき （「感染リスクが高い者」を含む）
	③児童生徒に発熱等の風邪症状がみられ自宅で休養するとき
	④児童生徒等または同居家族が医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けたとき
	⑤児童生徒等に症状がないが、同居家族に感染を疑うような発熱等の風邪症状が見られるとき
	⑥同居家族が濃厚接触者に特定されたとき
	⑦海外から帰国し、一定期間自宅等での待機を要請されたとき
	⑧児童生徒等がワクチン接種による副反応が出たとき
「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合等で、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	⑨医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断されたとき
	⑩児童生徒等が医療機関等でワクチン接種を受けるとき
	⑪児童生徒等に症状等はないが保護者から感染が不安で学校を休ませたいと相談されたとき

《参考》

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、またはかかるおそれのある児童生徒等がある場合は、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条，令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡】

7 児童生徒に対する正しい知識等の指導と心のケア

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料等を活用して、発達段階に応じた指導を行う。

また、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見・差別等の防止及び心のケアに配慮する。

《指導内容の例》

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- 飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

《3つの咳エチケット》

- ① マスクを着用する（口・鼻を覆う）。
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

※マスクを着けていない人を見かけた場合は、マスクを着けられない事情を想像するなど、偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。



《その他》

- ワクチン接種は任意のものであることを前提に，ワクチンの接種を受けるまたは受けないことによって，差別やいじめ等が起きることのないよう，次の点について指導する。
 - ▶ ワクチン接種をしたかどうか，無理に聞かないこと。
 - ▶ ワクチン接種をしていない人に，接種を無理強いしないこと。
 - ▶ ワクチン接種をしようとしている人に，接種をやめるよう言わないこと。
 - ▶ ワクチン接種をしたこと，していないことを理由とした，仲間外れやいじめは絶対にしないこと。
- 児童生徒等の心のケアは重要であることから，きめ細やかな健康観察等により児童生徒等の状況を的確に把握するとともに，学校医と連携した健康相談等の実施，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面および福祉面からの支援など，関係教職員が組織的に対応すること。また，相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等）を適宜周知すること。

8 教職員の感染症対策の徹底

多数の児童生徒等と接するため、日頃から体調管理と職場内外における感染症対策の徹底に努める。

(1) 毎朝の健康観察等

- 毎日、出勤前に必ず検温と健康状態の確認を行い、発熱等の風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。
 - ▶同居家族に感染を疑うような発熱等の症状が見られる場合も出勤を控える。
- 本人が感染した、濃厚接触者に特定された、感染リスクの高い接触があった、感染が疑われてPCR検査等を受けることになった、また、同居家族が感染した、濃厚接触者に特定された場合は、管理職に連絡する。
 - ▶感染が疑われたり、濃厚接触者に特定されてPCR検査等を受けたりするような場合は、検査結果が判明するまで、出勤を控える。
- 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。

(2) 学校内での対策

- 出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後など、こまめな手洗いを徹底する。
- 授業中は発声を伴うため、飛沫飛散防止としてマスクを着用し、児童生徒までの距離（おおむね1～2m）を可能な限り確保する。
- 教職員の執務室（職員室、事務室等）の換気、教職員の座席等の距離確保を徹底する。
- 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできる限り避け、マスクを着用の上、換気を徹底する。
- 昼食など、教職員同士で飲食する場面においても、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離が確保できない場合は会話を控える。会話をする場合はマスクを着用する。
- 職場外の活動においても、換気が悪く人が集まって過ごすような空間に集団で集まらないようにする。
- 感染者または濃厚接触者となって急遽勤務できなくなる場合を想定し、日頃から教職員間での情報交換を行う。管理職等は、休みを取りやすい職場環境を整備する。

9 その他

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒（医療ケア児）や基礎疾患等のある児童生徒（基礎疾患児）について

- 医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障がいがあり、重症化リスクが高い者（※）もいるため、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。

※糖尿病，心不全，呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患のある方，透析を受けている方，免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では，新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

(2) 学校医・教育委員会との連携

- 日々の児童生徒の健康管理等については，学校医との連携が重要なため，学校から出席停止者が出た場合や臨時休業を行う場合は，適宜，情報の共有を図る。